

高等学校の「通級による指導」におけるスタートアップの取組

佐藤誠*・岩本伸一**・小屋敷浩昭**・岩下明子***・高瀬文代***・大水流百合***

(2023年11月15日 受理)

Startup Efforts in High School: "Resource Room Instruction"

SATO Makoto, IWAMOTO Shinichi, KOYASHIKI Hiroaki,
IWASHITA Akiko, TAKASE Fumiyo, OZURU Yuri

要約

本研究では、平成30年に制度化された高等学校における「通級による指導」に係る通級指導教室の開設準備から指導までの取組を通して、校内の指導体制整備や指導内容について考察した。通級指導教室開設前の取組では「通級による指導」準備係と準備委員会を設置し、1年間掛けて先進校視察や教育課程の編成、学校全体で個別の教育支援計画や個別の指導計画の共通理解を行い、通級指導教室開設につなげた。開設1年目の取組では、「コミュニケーション」を中心に指導を行った。ゲーム感覚で取り組める活動等を複数設定し継続して取り組むことで、「通級による指導」の場において相手に分かりやすく伝える方法が生徒に身に付いてきた。開設2年目以降の取組では、個別指導に加え少人数でのグループワーク等を設定することで、自分のことを他者に伝えることの重要性に気づき、学びを就職活動に生かすことができた。今後は、さらなる校内の指導体制を充実させる方策として「通級による指導」の「担当者の養成と専門性向上」、「専門家による指導実施校への指導・助言」を課題としてあげた。

キーワード：高等学校、特別支援教育、通級による指導、自立活動

* 鹿児島大学 法文教育学域 教育学系 准教授

** 鹿児島大学 法文教育学域 教育学系 教授

*** 鹿児島県 公立高等学校 教諭

1. はじめに

特別支援教育においては、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うことが必要とされている（文部科学省、2007）。

我が国においては、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、これまで「合理的配慮」や「インクルーシブ教育システム」など、同条約の理念を提唱した特別な支援を必要とする児童生徒の教育に関する各般の取組を進めてきている。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」）においては、平成 19 年 4 月に出された文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」等に基づき、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名といった特別支援教育の基本的な体制整備が進められてきた。一方で、平成 25 年までは小・中学校などでは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場が整備されてきたが、高等学校では、学校教育法施行規則において「自立活動」に相当する「特別の教育課程」の規定が示されていなかったため、通常の学級のみでの設置といった課題もあった（文部科学省、2009）。

そこで、平成 26 年から平成 29 年に、文部科学省は、高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」）において、現行の小・中学校の「通級による指導」と同様の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行うことを目的として、高等学校等における特別支援教育を充実し、障害のある生徒の自立や社会参加を推進する趣旨のもと、「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業」を実施し、研究指定校において研究開発を行った（文部科学省、2016）。

このような経緯とインクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、高等学校においても多様な学びの場の整備が必要との考えから、平成 30 年度より「通級による指導」が導入された。（下山ら、2018）

2. 高等学校における「通級による指導」の現状

2.1. 「通級による指導」とは

「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校等の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するために行うものである（文部科学省、2018）。

実施形態として、①児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、②他の学校に通級し、指導を受ける「他校通級」、③通級による指導の担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」がある。

具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある児童生徒が、障害に応じた特別の指導を通常の教育課程に加え、又

はその一部に替えて行うものであり、対象児童生徒については、特別の教育課程を編成する必要がある。

2.2. 「通級による指導」における指導内容

文部科学省による「高等学校における通級による指導の調査」は平成 30 年度から始まった。平成 30 年度は 508 人に対し、直近の令和 3 年度調査では 1,671 人と、3 年間で約 3 倍に増加している。この理由としては、中学校において「通級による指導」を受けている生徒数の増加等が考えられる。高等学校でも引き続き「通級による指導」を必要とする生徒や、学習上や生活上で困難を抱えている生徒も多く在籍することが考えられる（加藤、2021）。

Table1 高等学校における通級による指導を受けている生徒数

	H29	H30	R1	R2	R3
生徒数（人）	-	508	787	1,300	1,671

2.3. 鹿児島県の現状

2.3.1. 高等学校における「通級による指導」の実施状況

当県では平成 30 年度に 1 校、令和 2 年度以降は毎年 1 校ずつ実施校を設置している。令和 5 年 4 月現在、当県は 5 校で「通級による指導」を実施し、次年度実施予定の 1 校に準備室を設置している。今後も、各高等学校のニーズを調査しながら、実施校を増やしていく予定である。

Table2 鹿児島県の高等学校における通級による指導実施状況

	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
A 高等学校	準備	開始					→
B 高等学校			準備	開始			→
C 高等学校				準備	開始		→
D 高等学校					準備	開始	→
E 高等学校						準備	開始 →
F 高等学校							準備

2.3.2. 指導の充実に向けた取組

当県は実施校への指導と「通級による指導」の担当教員同士の情報交換等を目的として、実施校が中心となって、令和 4 年度から「「通級による指導」研究協議会」を立ち上げている。年 2 回、「通級による指導」の授業参観や指導に係る研究協議、県教育委員会の指導主事による指導助言など、指導の充実等に向けた指導体制確立のための取組を開始したところである。

3. 実践事例

3.1. 実践事例 1（E 高等学校 通級指導教室開設前の取組）

3.1.1. 「通級による指導」準備系の立ち上げ

E高等学校は、令和5年度から「通級による指導」を開始した農業と福祉を専門とする高等学校であり、前年度は準備期間として、指導に係る校内の体制整備を行った。最初に、準備に関わる協議を円滑に進めるために、係チーフ、養護教諭、特別支援教育コーディネーター2人、教育相談係チーフ1人の計5人で「通級による指導」準備係（以下、準備係）を設置した。準備係会では週1時間、教育課程の編成、指導開始までのスケジュールなどを協議し、「通級による指導」準備委員会（以下、準備委員会）へとつなげるようにした。

3.1.2. 先進校視察

準備係で、県内で通級による指導を実施している高等学校4校への視察を実施し、学習環境や学習活動、使用教材などの情報収集を行った。また、地域の特別支援教育の状況を知るために巡回指導担当の特別支援学校を訪問し、小・中学校の「通級による指導」の現状について、情報収集を行った。

3.1.3. 教育課程の編成

E高等学校は農業と福祉を専門とする2学科が設置されている。①できるだけ両学科の生徒が負担なく「通級による指導」を受けられるようにしたい、②「通級による指導」を一部の教員だけが行うのではなく、主担当に関わらず全職員が指導に関われるようにしたいという考えを基に教育課程の編成を進めた。情緒面等の課題で何らかの特別な支援を必要とする生徒が各クラスに在籍することから、当初は、両学科に共通するソーシャルスキル等を学ぶことができる科目と「通級による指導」（自立活動）を選択制にする教育課程（替える形）を検討した。しかし、資格取得に関する授業との兼ね合い等から、これまでの時間割に組み込むことが難しかったため、「通級による指導」対象者のみ放課後に指導を行う教育課程（加える形）を採用した。

3.1.4. 周知・説明

毎年6月に実施される中高連絡会にて、学区内の中学校に次年度から通級による指導を開始する旨の告知を行った。さらに、管理職等による中学校訪問・説明会においても周知を依頼した。2学期は1年生全体へLHRにおける「通級による指導」の説明、1学年PTAにおいて保護者説明会を実施し、個別相談を実施した。

3.1.5. 得意・不得意シートの分析

E高等学校では、毎年9月に教育相談係を中心に、教師と生徒との信頼関係を深め、生徒の気持ちを理解することを目的とした「自分の得意・不得意 気づきシート」（鹿児島県教育委員会作成）を使ったアンケートを実施して

	1	2	3	4	5
① 授業の時間・進捗、おもしろいこと。	1	2	3	4	5
② もらったプレゼントや手紙を大切に持っていること、また、送れ物を大切にすること。	1	2	3	4	5
③ 読書、音楽、絵画などのリズムを覚え、練習して楽しむこと。	1	2	3	4	5
④ 教師の話をしっかりと聞き、練習して楽しむこと。	1	2	3	4	5
⑤ 練習に集中して、互いの練習を助けること。	1	2	3	4	5
⑥ 練習した結果、チームに入れるなど自分自身も活躍すること。	1	2	3	4	5
⑦ 練習の成果や目標、夢、希望などの目標を達成すること。	1	2	3	4	5

Figure1 自分の得意・不得意 気づきシート（抜粋）

いる。準備係では、このアンケートの結果を準備係会で分析・検討し、「通級による指導」が必要な生徒の実態把握に活用した。

3.1.6. 「通級による指導」の希望者決定までの流れ

「通級による指導」を希望する生徒は、担任へ希望を連絡するようにした。連絡をした生徒に対しては受講申込票の提出を、保護者に対しては生徒把握実態票（保護者用）の提出を依頼した。また、各教科の担当者は、申込のあった生徒の授業の様子を、生徒実態把握票（教科担任用）に記述して提出するようにした。これらの手続きを受けて準備係で受講者案を作成し、準備委員会へ提案を行った。その後、職員会での了承を得て初年度の「通級による指導」の受講者を決定した。受講する生徒については、受講決定通知書を配布し、担任、保護者、関係者で個別の教育支援計画の共通理解を目的としたケース会議を実施した。実施後、全職員で個別の教育支援計画と個別の指導計画について共通理解を図った。

個別の教育支援計画や個別の指導計画などの「通級による指導」に関わる記録類は、個人情報を含むものが多いため、管理責任者である教頭が鍵付きの保管庫で一括管理し、教員の希望があればいつでも閲覧できる体制を整えた。

3.1.7. 通級指導教室の設置・設営

「通級による指導」は、使用頻度の低かった保育技術室を活用することにした。部屋を仕切る衝立など必要な備品は、校内で使用されていなかったものを活用し、その他必要な物品は予算を立てて、購入・整備するようにした。



Figure2 通級指導教室

3.1.8. まとめ

「通級による指導」開始前年度に準備期間として、準備係と準備委員会を設置したことは、校内の特別支援教育推進のためにも有効であった。

今後、これまでトータルサポート委員会で取り扱っていた生徒指導を含めた特別支援教育に関する事項を、特別支援係および特別支援教育指導委員会を新設し移行していき、次年度に向けて特別支援教育のさらなる推進を図ることを目標としている。

3.2. 実践事例2（D高等学校 開設1年目の取組）

3.2.1. 受講希望者の選定から決定までの流れ

D高等学校は、令和4年度から「通級による指導」を開始した。開始前年度の準備期間から、毎年5月に1・2年生を対象に「通級による指導」の理解と周知を目的とした統一LHRを実施する

ようにしている。令和4年度は「物事の認知の仕方について」の授業を行った。理解と周知を目的に実施しているため、生徒に、本時の内容は「通級による指導」で学べる内容の一部であることを伝えている。また、同時期のPTA総会でも指導の内容等の説明を行うようにしている。

6月には、「通級による指導」について、改めて保護者説明会を開催し、通級への理解をより深めて受講意志の有無を確認することで、特別な支援が必要な生徒の受講につながっている。

D高等学校の「通級による指導」は、生徒本人及びその保護者の両者が受講を希望していることを受講の条件にしている。まず、本人、保護者から受講希望の意志確認を受けて、担当職員がそれぞれの受講希望者に、受講理由や日々の生活で困っていること、今後どのようにになりたいかなどの聞き取りをする。並行して、担任、教科担任等に該当生徒の日頃の様子、困っているように見えること、課題と思われることを挙げてもらう。本人、保護者の訴えと、関係職員からの聞き取りを踏まえ、指導を「選択教科と振り替えて実施する教育課程（替える形）」なのか、「放課後に実施する教育課程（加える形）」なのか、生活上の課題も含めて、通級指導委員会で総合的に判断している。

3.2.2. 指導の実際（2年生A）

3.2.2.1. 対象者の実態

Aは漢字の読み書きに苦手さがあった。書く活動ではひらがな表記が多く、漢字は時折左右逆の字になってしまう実態があった。読む活動では小説の音読の際、漢字が並んでいるだけで混乱している様子も伺えた。例えば漢字二文字の単語が出てきた場合、それが単語なのか登場人物名なのかの判別がついていないところがあった。これらのことから、生活年齢相当の語彙の習得に課題があると考えた。

また、口頭で出来事の説明をする際にも、言葉があまり出てこず、内容を順序立てて詳細に説明することに課題があった。これらの課題を踏まえ、「コミュニケーション」を中心に、個別の指導計画を立て、以下の取組を行った。

3.2.2.2. 具体的取組1「コミュニケーション（言語の形成と活用に関すること）」

物事の内容を順序立てて、相手に分かりやすく伝えるために、毎時間、授業の最初に、一週間の生活を振り返るためのワークシート（以下、一週間振り返りシート）に取り組んだ。

最初は、出来事の説明をする際にも、言葉があまり出てこず、内容を順序立てて詳細に説明することができなかった。しかし、ワークシートの活用や、教員とのやり取りを通して、一週間の経験を可視化し時系列で整理することで、少しずつ他者に分かりやすい伝え方が身に付いてきた。

3.2.2.3. 具体的取組2「コミュニケーション（言語の受容と表出に関すること）」

語彙力を高めるために、読む活動を通して、言語を受容し表出することができるような活動に取り組んだ。

Aは読解力に不安があったため、「読む」のアセスメントから、課題解決のワークシートに導くことができる「読み方レスキュー（正進社）」を活用した。内容的には中学校1学年程度であったが、言葉と日常場面とのつながりを意識しながら、語彙力を高めることに有効であった。

3.2.2.4. 具体的取組3「コミュニケーション（言語の受容と表出に関すること）」

具体的取組2と同様に語彙力を高めるために、ゲーム感覚で取り組むことができる言葉遊びの活動を設定した。

具体的には、テーマは「『あ』からはじまるもの」、「野菜の名前を挙げる」といったものから、「『秋』から連想するものは？」といったテーマまで、様々な問題を取り入れた。制限時間内に思いっただけ言葉を書き出してもらい、その後、教師と書いた答えを出し合い、知らない言葉がでてきたら、その場でタブレット端末を用いて確認する活動であった。

Aは、活動当初、「赤いもの」というテーマだった場合、いちご、リンゴ、さくらんぼなどのように、一つの限られたジャンルのものしか出てこなく、言葉の興味・関心の狭さが推測できた。また、「秋」のように、抽象的なものをイメージするテーマの際には、ほとんど言葉がでなかった。このことから、季節を体感する経験の少なさや抽象的なものをイメージすることに課題があると考えた。しかし、学習活動を繰り返すことで、知らない言葉について自ら進んで調べて知ろうとする姿など、主体的に取り組む姿が多く見られるようになってきた。一方で、抽象的な言葉を間接的に習得、理解するための手立てとしての教材選定の在り方については、視覚的な教材や五感で感じることができる教材などの検討が課題として残った。

3.2.3. まとめ

成果として、語彙の習得を目的とした「コミュニケーション」の活動を継続して取り入れたことにより、「ことば」に対する意識の変化があった。例えば、「一週間振り返りシート」を使った活動では、最初は、ほぼひらがなだけで記載していたものが、次第に漢字を質問したり自ら積極的に使用したりする姿も見られるようになった。また、Aの活動振り返りのコメントから、言葉遊びの活動を通して、

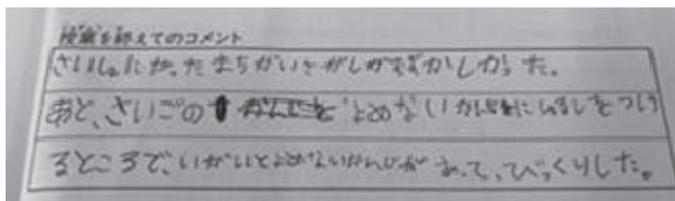


Figure3 通級開始時頃の「一週間振り返りシート」

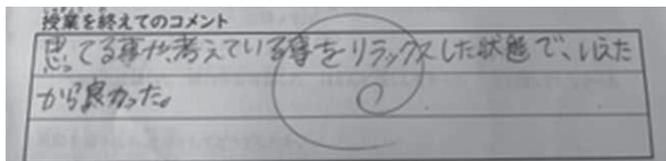


Figure4 通級開始1年後の「一週間振り返りシート」

新たな言葉を知る機会となっていたようである。

一方、言葉の表出に関する活動については課題が残った。Aは活動の中で、言葉でのやりとりが

あった際、出来事を順序立てて分かりやすく言葉で表現することが難しいという実態があった。「通級による指導」のような整った環境の場であれば、相手に分かりやすく伝える方法も身に付いてきているが、日常生活への般化には至っていない。今後の就職活動に伴う面接試験等の場面を考えると、場に応じた言葉遣いや受け答えの方法、自身のことについての伝え方を経験する場として「通級による指導」の必要性を感じている。

3.3. 実践事例3 (B高等学校 複数年に渡る取組)

3.3.1. 導入の流れ

B高等学校は、令和2年度から「通級による指導」を開始した。開始第1期の生徒は、令和元年12月に生徒・保護者への情報開示、希望者募集を行い、面談を経て受講者を決定した。以降、個別指導受講者については以下のとおりである。

Table3 B高等学校の「通級による指導」個別指導受講者人数

年度	1年		2年		3年		計
	男	女	男	女	男	女	
R 2	0	0	1	1	1	1	4
R 3	0	0	2	0	1	1	4
R 4	3	0	2	0	2	0	7

個別指導は、平日の7限目に、従来の教育課程に「加える」形で実施した。原則2年生から開始し、卒業までに1～3単位の修得が可能となっている。

3.3.2. 指導の実際 (既卒業生B)

既卒業生Bは、中学校からの移行支援シートによる引継ぎはなかったが、中学校への聞き取りや、実態把握の中で「こだわりが強く、歯磨きや手洗いなど、物事をこなすのに時間が掛かる」、「黒板の書写に時間が掛かる」、「自分の考えを伝えるのが苦手」などの様子が見られた。入学時、知的障害、発達障害等の診断はなかった。

Bは運動系の部活動に所属し授業態度も良好であったが、全生徒を対象とした「気になる生徒調べ」や「個別の教育相談」で、課題の提出遅れや忘れ、言葉を伝えるのに時間が掛かることなどから、教科担任会で特別な支援を必要とする生徒として名前が挙げられた。

そこで、3学期の1年生生徒・保護者全員を対象とした「通級による指導」説明会開催後に、Bと保護者との面談を実施し、両者の合意の上「通級による指導」の受講を決定した。個別の指導計画の作成及び具体的な指導内容を検討するために、「自分の得意・不得意 気づきシート」やヒアリングなどにより本人の課題を探る作業を行った。本人の実態を自立活動の区分に即して整理し、「心理的な安定 (情緒の安定に関すること)」、「環境の把握 (認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に

関すること)」、「コミュニケーション(言語の形成と活用に関すること)」の3区分を中心に指導することとした。

基本的には1対1の個別指導を中心に、主に以下の活動を行った。

- ① 心理的な安定(情緒の安定に関すること)
 - ・ストレスマネジメント
- ② 環境の把握(認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること)
 - ・生活の記録作成、振り返りによる、優先順位の決め方や時間の概念の形成
- ③ コミュニケーション(言語の形成と活用に関すること)
 - ・文章を5W1Hで整理して内容を理解すること
 - ・トーキングゲーム
 - ・多様なコミュニケーションスキルの向上を目的とした手話等

個別指導に慣れた後、上記の指導内容に加えて少人数のグループワークや校外活動なども取り入れ、問題解決ワークや地域の人との交流を取り入れるようにした。(Figure5、Figure6)



Figure5 校外活動(地域ボランティア)



Figure6 グループワーク(手話教室)

3.3.3. 進路決定に向けて

2、3年生で計44時間受講し、ワーク全体をとおして本人の「苦手なところ」、「得意なところ」の確認ができた。一つ一つの「苦手なところ」は完全に克服できたわけではないが、自己理解が進んだことにより、自分の特性を他の人に伝える重要性を感じ、早い段階から就職活動についても具体的に検討する姿勢がみられた。

2年生の6月に、病院受診により軽度の知的障害の診断を受け、就職活動が具体的に進み始める3年次7月に、本人、保護者の申し出により療育手帳を取得した。就職活動の中で一般就労か障害者雇用枠での就労かを検討し、夏休みの職場体験、就職試験を経て、障害者雇用枠で電子精密機器関係の企業に就職した。

3.3.4. まとめ

高等学校に入学した生徒の多くは移行支援の情報が少なく、課題があっても周りに理解されず、

実態に合った特別な支援を受けることなく卒業していくことが多い。そのため、日々の学校生活の様子から特別な支援の必要性が疑われる生徒については、フォーマルなアセスメントも含め細かい実態把握を行い、個別の指導計画に反映させることが重要である。

また、通級指導教室への入級を検討する面談では、本人の現在の課題だけではなく、卒業後の生活の在り方など長期の課題についても話題にする必要がある。

Bは、2年生から「通級による指導」を受講したが、校内のBへの特別な支援への必要性の意識から、本人、保護者、担任、進路係との連携が強化され、就職までの流れを作ることができた。この事例から、今後は、中学校との連携もより大切にし、入学時から、「通級による指導」が受講できるような教育課程の編成も検討していく必要がある。

4. 鹿児島県における高等学校の「通級による指導」の成果と課題

高等学校の「通級による指導」の成果として、通級指導教室の設置に伴い、高等学校の教員の特別支援教育への関心が高まったことが挙げられる。E高等学校は、設置前年度の準備期間に、全職員を対象に「自立活動」の研修会を行ったり、C高等学校は学校独自の取組として、中学校の特別支援学級担当者を対象に中高連絡協議会を開催したりするなど、「通級による指導」担当者や特別支援教育コーディネーターが中心となって、自発的に特別支援教育の普及啓発に努める動きが加速化してきている。

一方課題として、研修機会の充実が挙げられる。令和4年7月に実施した「通級による指導」を実施している高等学校全4校へのアンケートでは、「担当者の養成及び専門性向上」、「専門家による指導実施校への指導・助言」について「課題がある」と回答した学校が、それぞれ4校中3校であった。また、同年8月に開催した「通級による指導」研究協議会では、実際に指導に当たっている教員から、「具体的にどのような指導をしたらよいか分からない。」、「指導の悩みを共有できる教員がいない。」などの意見が多く出された。「通級による指導」を担当する教師等の専門性向上の課題でも報告されている（文部科学省、2023）。

これらの課題解決の方法として、定期的かつ持続可能な授業研究会や研究協議の場の必要性があり、解決の方法として対面での研究協議会に加えて、オンラインによる研修についても検討していかなければならない。

参考文献

- ・ 文部科学省（2007）特別支援教育の推進について（通知）
- ・ 文部科学省（2009）教育課程部会高等学校部会資料 高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告
- ・ 下山直人、編著 全国特別支援学校知的障害教育校長会（2018）知的障害特別支援学校の自

立活動の指導 ジアース教育新社

- ・ 文部科学省（2018）障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A（改訂第3版）
- ・ 加藤典子（2021）、高等学校における特別支援教育のこれまでとこれから、特別支援教育研究 No. 762 pp. 2-pp. 3
- ・ 文部科学省、高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（2016）高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について
- ・ 正進社．“読み方レスキュー”．正進社ホームページ．
<https://www.seishinsha.co.jp/yomikata/>,（参照 2024-02-13）
- ・ 文部科学省、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（2023）通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告
- ・ 国立特別支援教育総合研究所（2020）高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック おさえておきたいQ&A pp. 10